

こども・子育て支援会議条例の一部を改正する条例案

こども・子育て支援会議条例（平成25年大阪市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第77条第1項」を「第77条第1項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第25条」に改める。

附 則

- 1 この条例の施行期日は、市長が定める。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 こども・子育て支援会議は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号。以下「改正法」という。）による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第25条に規定する事項（改正法附則第9条の規定により改正法の施行の日前においても行うことができる行為に関する事項に限る。）について、この条例の施行の日前においても、この条例による改正後のこども・子育て支援会議条例の規定の例により、調査審議することができる。

平成26年 9 月 9 日提出

大阪市長 橋 下 徹

#### 説 明

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に規定する事項を子ども・子育て支援会議に調査審議させることとするため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参 照)

(太字は改正)

こども・子育て支援会議条例（抄）

(設 置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項**及び**就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）**第25条**の合議制の機関として、本市にこども・子育て支援会議（以下「支援会議」という。）を置く。